

基本方針  
3－1

サービスを利用しやすい仕組みをつくります

【現状と課題】

市や社会福祉協議会では、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮者支援等、多くの福祉に関する公的サービスや各種の相談、紹介などの事業も展開しています。しかし、社会的な環境変化により福祉ニーズが複合化していることから、こうした事業を必要とする方に適切に行き届かない、利活用が煩雑であるなどの諸課題が生じています。このため、これらを解決し、より効果的な運営を目指していくことが必要です。

このような状況を受け、本市は平成27年5月に地域包括ケアシステムの拠点として「袋井市総合健康センター」を開設し、保健・医療・介護・福祉などのサービスを一体的に切れ目なく提供できる体制を整備しています。専門機関と地域情報のハブとして機能している地域包括支援センター・民生委員・児童委員、地域福祉推進組織などとの連携を深めることで、市民ニーズをより早く捕捉し、地域の自助・互助・共助に対する必要な支援や効果的な公的サービスを提供していきます。

今後は、総合健康センターのさらなる周知と、地域包括ケアシステムの実現と推進が求められます。

市民の声（地域福祉懇談会、福祉団体懇談会などで出された意見）

- ・母子家庭等への援助を充実してほしい。
- ・子育て支援の充実を。



## (1) 基本施策 きめ細やかなニーズの把握

### 【みんなで目指す方向】

地域包括ケアシステムは、地域で活動する関係者間の緊密な連携が基盤となります。総合健康センター内の各機関は、地域福祉推進組織や民生委員・児童委員、地域包括支援センター・医療・介護関係機関など多くの福祉関係者との連携を深め、地域の福祉ニーズを的確に捉えていくと同時に、様々な情報を適切に共有していきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第6章

参考資料



#### 地域の皆さんの取り組み

- ① 地域の民生委員・児童委員の活動を理解しましょう。
- ② 会議や懇談会等に参加し、要望や意見を発言しましょう。
- ③ 市や地域の事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えましょう。
- ④ 地域の中での見守り、声かけにより要配慮者の異変に早期に気づくようにしましょう。異変に気づいたら身近な民生委員・児童委員や専門機関に相談しましょう。
- ⑤ 民生委員・児童委員は、要配慮者に対して福祉サービスを説明したり専門機関を紹介したりするなど必要な支援が行き届くようになります。

#### 行政や社会福祉協議会の取り組み

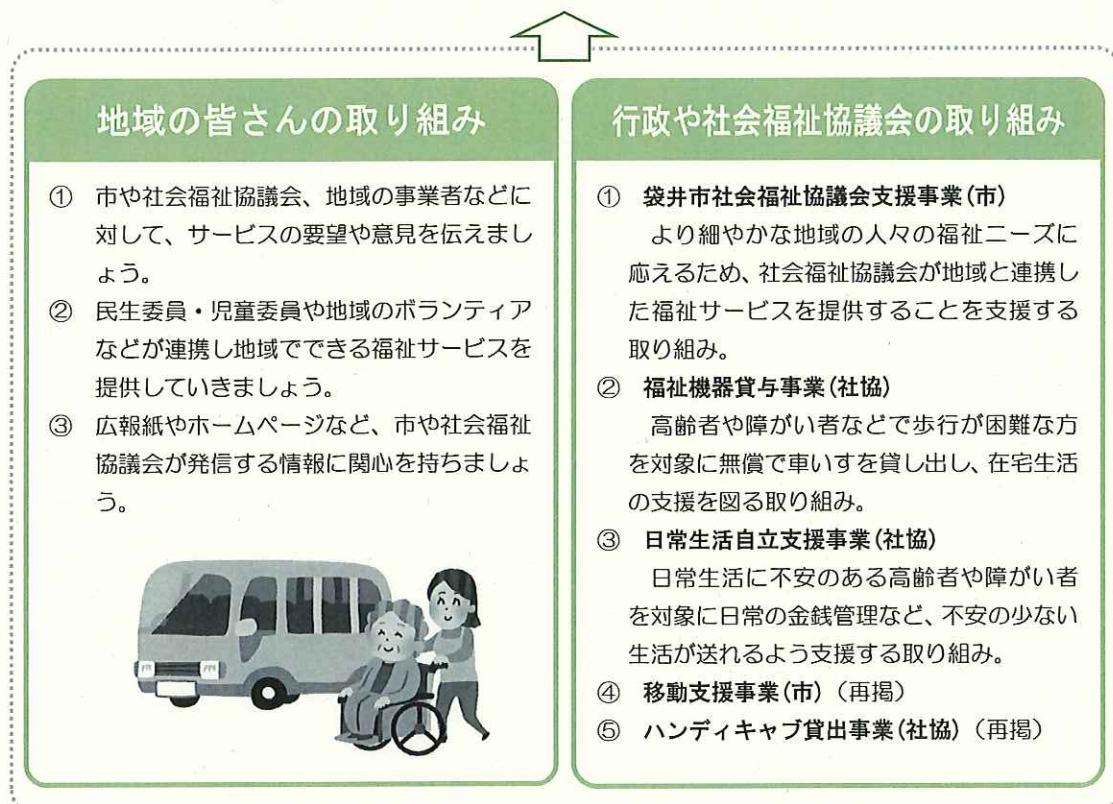
- ① 総合相談の実施(市)  
複合的な福祉課題を抱えながら悩んでいる方のため、総合相談窓口を設置してワンストップ相談を実施する取り組み。
- ② 民生委員・児童委員の活動支援(市)  
民生委員・児童委員の職務遂行に必要な知識と技術習得のため研修会の実施や、福祉関係機関などとの連携を進める取り組み。
- ③ 地域住民・事業者・行政の意見交換会の開催(市)  
地域住民、福祉に携わる事業者と行政が意見交換する場を設ける取り組み。
- ④ 地域包括支援センター運営事業(市)(再掲)
- ⑤ ひとり暮らし高齢者支援事業(市)(再掲)

参考とする指標	現状値	現状値 捕捉年度	目標値(H32)
地域住民・事業者・行政の意見交換の場開催回数	0回	H27	2回
民生委員・児童委員の相談件数	3,589件	H26	4,000件

## (2) 基本施策 ニーズに的確に応える福祉サービスの提供

### 【みんなで目指す方向】

地域包括ケアシステムの実現と推進により、きめ細やかに捕捉した地域ニーズに対して、柔軟かつ的確に応えられるよう、サービスを提供していきます。



### (3) 基本施策 関係機関・団体との連携強化

#### 【みんなで目指す方向】

地域福祉の発展に寄与している関係機関、団体間の連携を強化していくことに加え、福祉関係以外の機関や団体との連携も積極的に進め、地域全体の福祉機能を向上させます。



#### 地域の皆さんの取り組み

- ① 従来の課題に加えて新たな地域課題の解決に向かって様々な団体と協働していきましょう。



#### 行政や社会福祉協議会の取り組み

- ① 福祉施設に関する情報・意見交換会の開催(社協)  
福祉施設連絡会を開催し、社会福祉施設間の連携や活動の充実・強化を図る取り組み。
- ② 福祉関係団体の支援(社協)  
福祉関係団体の自主運営が促進されるよう、福祉団体懇談会の開催や必要な支援を行う取り組み。
- ③ 地域福祉ネットワーク推進事業(社協)  
多種多様な関係機関の代表者等と地域福祉について共通認識を図り、福祉課題の解決策を協議し、地域福祉の推進を図る取り組み。
- ④ 地域住民・事業者・行政の意見交換会(市)(再掲)
- ⑤ 地域包括支援センター運営事業(市)(再掲)



ハンディキャブ貸出事業 p. 78



貸出車両

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第6章

参考資料

基本方針  
3－2

多様な福祉サービスの情報を  
わかりやすく提供します

【現状と課題】

福祉サービスの情報は、制度が複雑であったり専門的な用語が多いことなどに加え、介護、障がい、子育て、生活困窮者支援などに対応した福祉行政の窓口も異なっていることから、サービスを利用したい人にとってわかりにくい場合もあります。

今後、地域住民からの相談が増加していくことが見込まれるため、福祉行政の窓口を総合化した総合健康センターを開設していますが、多様な福祉サービスの情報をより一層わかりやすく提供していくように努めなければなりません。

また、市民意識調査の結果では、情報収集手段は年代によって違い、50歳代以下は「インターネット」が多いのに対し、60歳代以上では「公民館、自治会の掲示板」などが多いことが示されていることから、多様な福祉サービスの情報をすべての年代の方にわかりやすい形で行きわたるよう、情報を重層的に伝えることが必要となっています。

**市民の声**（地域福祉懇談会、福祉団体懇談会などで出された意見）

- ・もっと多くの情報が得られるよう市のホームページの充実を。
- ・介護保険や生活保護など、必要な人に必要な情報が届くようにして欲しい。



## (1) 基本施策 相談窓口の充実

### 【みんなで目指す方向】

多様な福祉ニーズを持った利用者に対して、総合的・包括的に福祉サービスを提供するため、総合健康センターでの総合相談窓口の開設や、認知症初期集中支援チームの設置、交流スペースなどを開設し、きめ細やかな対応を行っていきます。また、総合健康センターのみならず、市役所の福祉部門、地域包括支援センター、地域活動支援センター※や民生委員・児童委員、健康づくり推進員など、地域で活動している福祉関係者が連携を深め、どこに相談しても迅速に必要な福祉サービスにつなげられるような体制を整備していきます。



#### 地域の皆さんの取り組み

- ① 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- ② 地域の身近な民生委員・児童委員や地域包括支援センターに相談しましょう。
- ③ 困っている人がいたら専門機関に相談しましょう。
- ④ 総合健康センターを総合相談窓口として活用しましょう。

#### 行政や社会福祉協議会の取り組み

- ① 子ども支援トータルサポート事業「育ちの森整備推進」(市)  
0歳～18歳の子どもや保護者及び関係機関を対象に、子ども一人ひとりのニーズに応じた総合的・系統的な相談支援事業を実施する取り組み。
- ② 市民法律相談事業(市)  
法的な解決に関する相談として、弁護士による法律相談を無料で開催する取り組み。
- ③ 社会福祉協議会相談所の運営(社協)  
結婚・心配ごと・法律・こころ・福祉総合相談事業を実施して問題解決を図るとともに、相談員の資質向上を図るために研修等を行う取り組み。
- ④ 生活自立相談センターの運営(市)  
経済的に困窮されている方の自立の促進を図るため、包括的・継続的な相談支援を行う取り組み。
- ⑤ 総合相談の実施(市)（再掲）

参考とする指標	現状値	現状値 捕捉年度	目標値(H32)
総合健康センターでの総合相談件数	2,500 件	H27 (見込)	3,000 件

## (2) 基本施策 情報提供の充実

### 【みんなで目指す方向】

市民意識調査の結果から、地域福祉活動に対する行政の支援で必要とされる項目として「情報の収集・提供窓口としての活動」が2番目に多く挙げられています。

こうしたニーズから、市や社会福祉協議会で実施している福祉サービスの情報をわかりやすく的確に伝えるために、情報提供の内容や手段を工夫するとともに、市内外で活動しているボランティア団体の活動の様子や、ボランティア募集などの情報を適切に収集・提供していきます。



#### 地域の皆さんの取り組み

- ① 広報紙やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ちましょう。
- ② 事業者や団体も積極的な情報発信に努めましょう。
- ③ サービスが必要な人に対して、民生委員・児童委員と協力して情報を提供しましょう。
- ④ 広報や会報などの発行物のユニバーサルデザインに配慮しましょう。

#### 行政や社会福祉協議会の取り組み

- ① 社協ふくろい・ばらんていあ通信の発行（社協）  
市民に社会福祉協議会の事業内容や地域福祉、ボランティアに関する情報を広く周知し、市民の福祉意識の高揚を図る取り組み。
- ② 福祉情報コーナーの充実（社協）  
社会福祉協議会やボランティアセンター、地域包括支援センター等の多様な情報を提供する取り組み。
- ③ 社会福祉協議会の各種パンフレット、マニュアルなどの充実（社協）  
社会福祉協議会が発行する、各種パンフレット、マニュアルなどを充実させ、地域福祉活動の啓発を図る取り組み。
- ④ 広報紙、ホームページ、班内回覧の活用による重層的な福祉情報の発信（市）（再掲）

参考とする指標	現状値	現状値 捕捉年度	目標値(H32)
社会福祉協議会ホームページアクセス数	4,863件	H26	6,000件

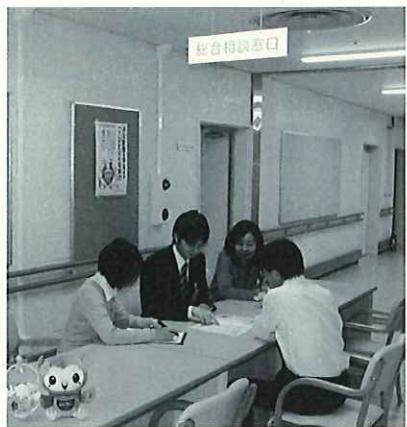
## 基本方針3－2 多様な福祉サービスの情報をわかりやすく提供します



総合相談の実施 p. 81



総合健康センター



総合相談窓口の様子



社会福祉協議会相談所の運営 p. 81



心配ごと相談の様子



結婚相談員の活動の様子

基本方針  
3－3

住民や事業者による新たな地域福祉事業を  
促進します

【現状と課題】

新たに発生する地域の課題に対応するには、住民や事業者による新たな地域福祉活動が必要となることがあります。地域には専門的な知識と意欲を持ちながらも、活動に参加できていない方々もいます。そうした方々の知識や経験を地域福祉に活かす仕組みが生まれることで、地域協働運行バスなどに見られる新たな地域福祉事業や「もうひとつの家」、「浅羽東おらんうち」などの新しい居場所が創り出される可能性があります。社会福祉法の改正により既存の社会福祉法人が新たに地域貢献活動を実施することも期待されます。

本市は地域力が旺盛で、問題意識を持って活動している団体が数多くあります。こうした個人や団体、法人による地域福祉活動を継続して支援することが必要です。

また、社会福祉制度は、社会環境の変化によって改正されるため、迅速かつ正確な情報収集、情報のわかりやすい提供、関連サービスの利用に関する相談など、行政の立場から専門的なアドバイスを行うことが必要となっています。

**市民の声**（地域福祉懇談会、福祉団体懇談会などで出された意見）

- ・買い物や駅に行くとき交通が不便。
- ・空き家が増えている、何とか活用できないか。
- ・地域の高齢者が買い物や病院等に行く手段がない。
- ・近くに買い物をする場所がなく不便。



## (1) 基本施策 民間事業者、市民活動団体などの地域福祉への参加促進

## 【みんなで目指す方向】

地域福祉懇談会で多く挙げられた今後の地域福祉課題は、家族関係や地域のつながりが薄れゆく中で、高齢者の移動手段の確保、増加する空き家、居場所（憩いの場、集まれる場）の設置、子育て支援の増大など、公的機関が提供しているサービスだけでは十分な対応がしきれないものであり、より柔軟な主体の参加が不可欠です。このため、今後も引き続き、一般の企業や事業所、市民活動団体が地域福祉の分野に参加していただけるよう支援を行っていきます。

	<b>地域の皆さんの取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市や社会福祉協議会、地域の事業者などに對して、サービスの要望や意見を伝えましょう。</li> <li>② ボランティアや市民活動団体の活動の情報に關心を持ち、活動に参加してみましょう。</li> <li>③ 地域のボランティアグループ、市民活動団体を結成するなど、積極的な活動を行いましょう。</li> <li>④ 今後の地域課題について、様々な団体や民間事業者と一緒に考えていく機会を設けましょう。</li> </ul>	<b>行政や社会福祉協議会の取り組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コミュニティ施設整備支援事業、コミュニティ活動支援事業(市)（再掲）</li> <li>② パートナーシップによるまちづくり事業(市)（再掲）</li> <li>③ 市民活動普及事業(市)（再掲）</li> </ul>

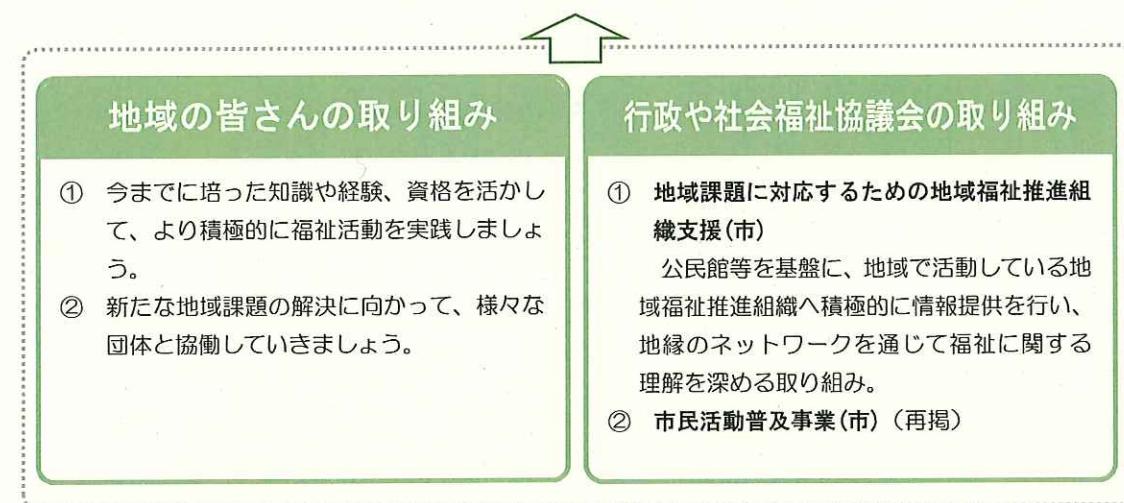
参考とする指標	現状値	現状値 補足年度	目標値(H32)
NPO 団体等が企業と連携して実施した事業数	新規	一	10 事業



## (2) 基本施策 地域住民による新たなサービス事業活動の支援

### 【みんなで目指す方向】

様々な新たな地域課題に対応するために、地域住民の福祉活動参加を促進していきます。地域住民による課題解決の先進的な取り組み事例が、市内でも徐々に見られるようになっています。こうした取り組みで得られた知見や経験を市全体に波及させていきます。



参考とする指標	現状値	現状値 補足年度	目標値(H32)
地域主体による新たなまちづくり事業 (コミュニティ事業)に取り組んだ数(再掲)	新規	—	24事業



地域協働運行バス



三川地区「かわせみ」



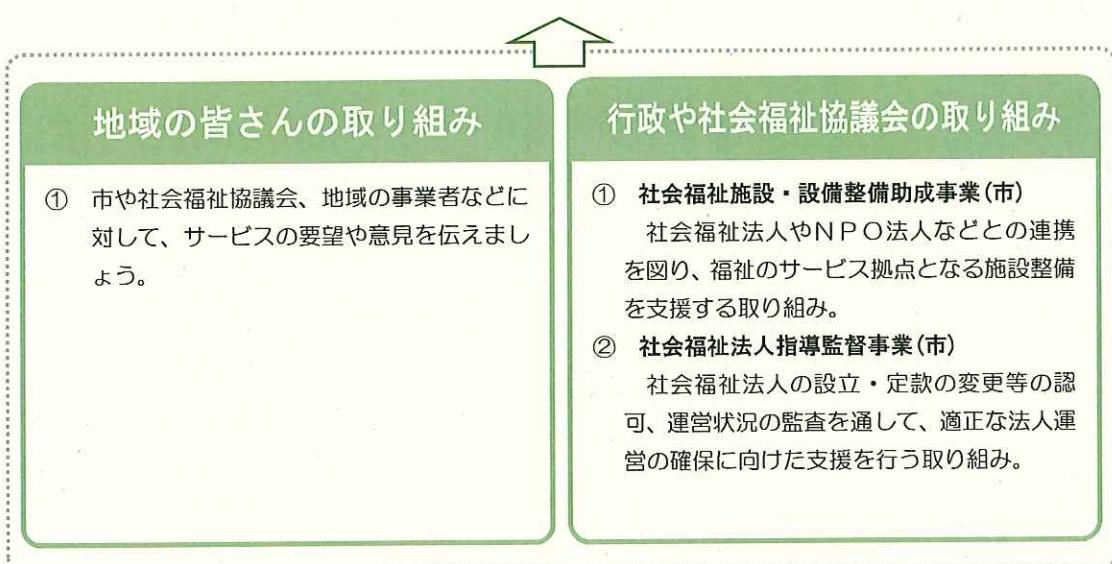
浅羽東地区「めだか号」

### (3) 基本施策 社会福祉施設の整備支援

#### 【みんなで目指す方向】

住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けるために、社会福祉法人やNPO法人などとの連携を図り、子育て支援施設、障がい者の共同生活援助（グループホーム）などのサービス拠点となる施設整備を支援します。

また、地域の福祉ニーズにあわせて、養護老人ホーム、老人福祉センターや保育所など既存の社会福祉施設を適切に維持・管理します。



参考とする指標	現状値	現状値 補足年度	目標値(H32)
グループホーム（障がい者）定員数	66人	H26	101人
保育所待機児童数	30人	H27	0人



基本方針  
3-4

暮らしを守る取り組みを推進します

【現状と課題】

近年の社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い方々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。

市民意識調査の結果を見ても、比較的若い年齢層において、普段感じている悩みや不安として「経済的な問題について」を挙げる方が多くなっています。

国では、生活保護には至っていないものの生活に困窮している世帯のためのセーフティネットとして、平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づく支援制度を始めました。本市でもこの制度に合わせて、生活に困りごとを抱えている方々への自立相談支援事業を始めています。今後、相談内容を充実するとともに、市民や福祉関係者へのさらなる周知に努めていく必要があります。

また、高齢化の進行とともに、自分自身の判断で自分の暮らしや財産を守れなくなり、権利擁護を必要とする高齢者の増加が課題として指摘されています。こうした新たなニーズへの対策の充実や、自立した生活を守るために支援策を充実していくことが必要となっています。

**市民の声**（地域福祉懇談会、福祉団体懇談会などで出された意見）

- ・相談窓口の充実を。
- ・気軽に相談できる場所がほしい。
- ・民生委員・児童委員との連携が必要。
- ・福祉全般の相談できる環境が欲しい。
- ・相談できる場所があることを知らない人がいる。
- ・生活困窮者への自立支援が必要。



## (1) 基本施策 多角的な生活相談の実施

### 【みんなで目指す方向】

総合健康センターにおける総合相談をはじめ、民生委員・児童委員の活動、地域包括支援センターへの相談、生活保護担当窓口での相談など、様々な機会を通して生活上の困難の実態を把握した上で、関係機関で問題を共有化し、適切なサービスの多角的な検討を行います。



#### 地域の皆さんの取り組み

- ① 異変や問題を発見したら、迷わず関係機関に連絡しましょう。
- ② 悩みを家族や個人で抱え込みます、相談機関を利用しましょう。



#### 行政や社会福祉協議会の取り組み

- ① 権利擁護（日常生活自立支援事業・成年後見利用支援制度等）（社協・市）
 

日常生活自立支援事業…日常生活に不安のある高齢者や障がい者が、日常の金銭管理など、不安の少ない生活が送れるよう支援する取り組み。

成年後見利用支援制度…判断能力に不安や困難を抱える認知症高齢者や知的・精神障がい者などに助成を行い、成年後見制度の利用を支援する取り組み。
- ② 総合相談の実施(市)（再掲）
- ③ 地域包括支援センターの運営事業(市)（再掲）
- ④ 民生委員・児童委員の活動支援(市)（再掲）
- ⑤ 生活自立相談センターの運営(市)（再掲）

参考とする指標	現状値	現状値 補足年度	目標値(H32)
福祉総合相談件数	365 件	H26	600 件
成年後見制度利用者数（市長申立数）	4人	H26	6人

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第6章

参考資料

## (2) 基本施策 生活困窮世帯の自立支援方策の広報、情報提供の充実

### 【みんなで目指す方向】

生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度は、変化する社会・経済状況から複合的な課題を抱え、生活に困窮している方々の自立を支援する制度です。この制度をより広く知っていただくことは、実際に困窮に直面している方々への支援につながるだけでなく、地域全体の困窮に対する理解を深めていただくことにもつながります。このため新しい制度の広報や情報提供の充実を図り、困窮世帯が抱える課題の啓発に努めます。



#### 地域の皆さんの取り組み

- ① 悩みを家族や個人で抱え込みます、相談機関を利用しましょう。
- ② 広報やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に关心を持ちましょう

#### 行政や社会福祉協議会の取り組み

- ① 市役所内連携による制度周知(市)  
市役所内の各課と連携し、新たに施行された生活困窮者自立支援法に基づく支援制度を様々な機会を捉えて広報する取り組み。
- ② 民生委員・児童委員の活動支援(市)（再掲）



#### 成年後見制度研修会 p. 89

精神上の障がいにより判断能力がない方や不十分な方（認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を法的に守り支える成年後見制度の周知・推進を目的とし、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するための研修会を開催しています。



## (3) 基本施策 生活困窮世帯の自立支援のための各種事業の充実

## 【みんなで目指す方向】

様々な理由で生活困窮に直面している世帯に、現在の困窮状況を打開する支援を行うと同時に、将来に向かって困窮を連鎖させないための支援を行います。

また、認知症や障がいにより、自分自身の判断で自分の暮らしや財産を守れなくなり、生活困窮に陥ることがないように支援を行うことで、課題を深刻化させない取り組みも実施します。

さらに、生活困窮世帯の子どもたちが、いわゆる貧困の連鎖に陥ることがないよう、学習支援事業を進めていきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章  
基本目標1第5章  
基本目標2第5章  
基本目標3

第6章

参考資料



## 地域の皆さんの取り組み

- ① 家族の将来について話し合う機会を持ちましょう。
- ② 学習支援事業などを積極的に活用しましょう。



## 行政や社会福祉協議会の取り組み

- ① 生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の実施（市）
 

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援・住居確保給付金・家計相談支援・生活困窮世帯の子どもの学習支援や、フードバンクの活用などによる各種支援と、生活保護を一體的に運用し、生活に困窮した方の自立を支援する取り組み。
- ② 福祉資金貸付事業（社協）
 

生活困窮世帯の生活支援を図り、自立した生活が送れるよう、資金の適正な貸し付けを行う取り組み。
- ③ 善意銀行運営事業（社協）
 

市民からの善意に基づく金品その他の寄付を受け、生活困窮者などへ一時的な援助を行う取り組み。

参考とする指標	現状値	現状値 補足年度	目標値(H32)
支援プランを作成し自立につながった相談者の割合	新規	一	100.0%
成年後見制度利用支援事業利用数	3人	H26	10人